（郵便物認可）

（日曜日休刊）　（定價金二錢）

時事新報

第千四百九號

明治十九年十月十八日　月曜日
舊丙戌九月廿一日　（辛亥）

日出午前六時十分　日入午後五時二十分
月出午後九時三十一分　月入午前十時二十八分
滿潮午前八時四十六分　干潮午後八時四十六分

（西暦一千八百八十六年）

時事報報

整理公債

政府は一昨十六日の特の官報號外を發し勅令第六十六號と以て整理公債條例なるものを公布したり其全文は本日の時事新報に登錄せられは熟讀せらるべし實の此公債發行は日本全國理財上の一大事件として殊に商業家の最も細心に注目すべき事柄ありとす扨條例文中に曰る如く此公債は年利五分にして發行總額は一億七千五百萬圓なり名稱と整理公債と唱へ其所用は當時現存する內國公債中に就き年利六分以上にあるものを悉皆償還する爲めのものあり則ち發行總額一億七千五百萬圓は金祿公債六分以上利付、起業公債六分利付、金札引換公債六分利付、中仙道鐵道公債七分利付等の諸公債の目下尚は償還と了らざるものゝ合計金額あるべし此公債の發行法は矢張り是迄の例の如く公債應募金額にして募集需要高に超過する時は應募價格の高きものより順次に證書を交付するの法にして即ち俗に所謂競賣法なり但し本條例第三十條ゑ「從前發行ノ六分以上利付ノ公債證書ヲ所有スルモノハ元金償還ノ時本人ノ請求ニ由リ大藏省ノ都合ヲ以テ整理公債證書ヲ交付スルヿアルヘシ」と謂りて從前發行の高利公債證書と新整理公債證書と額面百圓ゝ百圓ゑて其儘取り代へ渡すべき道も存しあるが如きといへども之を實行するは全く大藏省の都合ゑ由るものにして舊證書持主が請求さへすれば大藏省は屹度新證書と交換すべしと申すゑはあらざるゑり而して目下日本市場の實況を察するゑ第三十條に掲ぐる舊新兩公債證書を打歩あるに引換ふる事は到底實際見るべからざる事柄ならんと思はる何とおもへば五分利付の公債證書の當時の相場は三ヶ月以前海軍公債證書を賣出したる時れ例あて明白なる如く額面百圓ゝ實價百三四圓乃至百十圓あても尚ゆ且つ供給少なくして需要の多きに困却する程の景氣あれば如何ゑ大藏省あればとて現在百四五圓にて賣れる新公債證書を與へて只の百圓にて取戻ゑ得べ兄舊公債證書を落手するゞ如き無勘定の事と働くべき謂いれるゑければなり大藏省が果して從來の競賣法を以て今回の新公債一億七千五百萬圓を賣出し漸く年利六分以上の舊公債を償還し了りゑる時ゑ至れば其國庫に利する所實に容易あらざるものゆらん仮りに我輩の應測を以て概算すれば整理公債證書一億七千五百萬圓を額面百圓に付百三圓にて賣るとして此資得金五百廿五萬圓又從來高利の公債中にて最も多額を占むるものは七分利付金祿公債同利付中仙道鉄道公債二種合計一億二千萬圓あるゑゆゑゑ新舊兩公債の利子の相違ゝ凡そ年二分弱に相當するゑらん一億七千萬圓の高に年々二分の利子を減ぜとすれば其初年一箇年間に國庫の費用と省くこと三百五十萬圓以後も年々ゑれに準ゑて費用の減少するゑと賀ゑ莫大のものゑらん證書發行の時先づ一發に五百萬圓を利し爾後數年の間毎年三百萬圓內外の支出を減ず實ゑ今回の擧と日本政府と利するゑと非常のものなりとゝふべきなり

顧みて民間公債所有者の顏色を見れゑ喫驚落膽悄然として途方に暮れたるの有樣ゝ實ゑ氣の毒といふもおろ〳〵おろかあり前日迄は年利六分乃至七分の公債證書を百十圓內外の價ある財產ありと心得て大切に金箱に藏光慣たる者も今日は忽ち百圓に下落して一夜の內に身代の一割を剝取られたるが如き想ひあり左をばとて此公債なるものは政府の都合に由りて何時ゑても額面の金高ゑて償還すべきゑとの始めよりの約束あるがもゑ に今回奇麗ゑ元利と拂ふて其證書と取戻されたりとて一言の不の字をいふこと能はず止むを得ず其拂ひ戻されたる百圓の金ゑ更ゑ三圓を足し前して又々五分利付の證書を買入るゝより他ゑ名案なきことあらん則ち今の不景氣の續く限りは何時ゑでも五分利付整理公債證書が景氣よく賣れざらんと欲するも得べからざるなり近來日本の舊財產家の癖として公債證書ゑさへ所持すれば身代永代不易れ實貨の如くし唯公債ゑさへ所持する者も今回の例を以て增殖して欠損れ憂ゑしと心得たる者も今回の製造品にして公債證書といふといへども矢張り人間の製造品にして何時何樣の變化浮沈あるやも知るべからず決して油斷ゑあり難ゑとて以來大に安心れ置ゑ所と轉去其影響は漸く公債證書の賣買相場面に現はるゝことあらん何ゑ致せ今回の整理公債證書發行は全國理財上の一大事件なりと申すべ兄ゑあり

官報

○勅令

朕整理公債條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治十九年十月十六日

內閣總理大臣伯爵伊藤博文
大藏大臣伯爵松方正義

勅令第六十六號

整理公債條例

第一條　整理公債ハ從前發行ノ六分以上利附ノ內國債ヲ償還整理スルカ爲メニ募集スルモノトス○第二條　整理公債ハ一億七千五百萬圓ヲ限リ大藏大臣財政ノ便宜ヲ計リ漸次之ヲ募集スルモノトス○第三條　整理公債利子ノ割合ハ一箇年百分ノ五トス○第四條　整理公債ニ對シ發行スル證書ハ無記名利札附ニシテ五千圓千圓五百圓百圓五十圓ノ五種トス但應募者又ハ所有者ノ望ニ由リ記名トスルヿヲ得○第五條　整理公債證書ノ樣式ハ大藏大臣之ヲ定メ豫メ告示スヘシ○第六條　整理公債ヲ募集スルトキハ其總額價格應募申込日限應募金拂込度數等ハ大藏大臣之ヲ定メ豫メ告示スヘシ○第七條　整理公債應募高每期需要ノ額ニ超過スルトキハ大藏大臣ハ應募價格ノ高キモノヨリ順次證書ヲ交付シ需要額ニ滿ルニ至テ止ム其價格同シキモノハ申込ノ高ニ割合減少スルモノトス○第八條　整理公債應募金ノ拂込ヲ數回ニ分ツ場合ニ於テ拂込期ノ末日マテニ拂込未濟ノモノアルトキハ其翌日ヨリ現拂込ノ日マテ一箇年百分ノ七ノ割合ヲ以テ利子ヲ徵收スヘシ　前項拂込期日後三箇月ヲ過キ猶ホ拂込ヲ爲サヽルトキハ公債證書ヲ交付セス且既ニ拂込ノ金額ハ還付セサルモノトス○第九條　整理公債元金ハ募集ノ年ヨリ向五十箇年間ニ抽籤法ヲ以テ償還スルモノトス但償還金額ハ其時々大藏大臣之ヲ定メ豫メ告示スヘシ○第十條　整理公債元金償還ノ爲メ抽籤ヲ爲ストキハ日本銀行本店ニ於テ大藏省官吏三名以上會計檢查院官吏二名以上日本銀行役員二名以上立會ノ上之ヲ執行スル但整理公債證書額面三十萬圓以上ヲ有スルモノハ抽籤ニ臨席スルコトヲ得　抽籤ノ後ハ日本銀行ヲシテ當籤證書ノ記號番號種類及ヒ金額等ヲ廣告セシムルモノトス○第十一條　整理公債ノ利子ハ每年六月十二月ニ於テ支拂フモノトス○第十二條　整理公債ノ利子ハ其元金拂込ノ時月ノ十五日以前ニ在ルモノハ下半月分ヨリ支拂ヒ月ノ十六日以後ニ在ル者ハ翌月分ヨリ支拂ヒフモノトス○第十三條　整理公債證書ノ利札ハ利子請取ノ時其所有者各自之ヲ截斷シテ日本銀行本支店又ハ代理店ニ持參スヘシ○第十四條　整理公債元利ノ支拂ヲ請求セサルモノアルトキハ元金ハ償還ノ月ヨリ滿十五箇年利子ハ支拂ノ期月後滿五箇年ヲ過クレハ之ヲ支拂ハサルヘシ但證書ノ紛失汚染及ヒ毀損等ニ由リ元利ノ支拂ヲ見合セ及ヒ訴訟事件ニ由リ請求ヲ爲シ難キ場合アルトキハ其間ノ日數ヲ算セス○第十五條　無記名證書ヲ記名ニ變換セントスルモノハ其請求書ニ戶長ノ奧書ヲ受ケ證書ヲ添ヘ日本銀行本支店又ハ代理店ヲ經由シテ大藏省ニ申出ヘシ○第十六條　記名證書ノ賣買讓渡ヲ爲シタルモノハ雙方連署ノ請求書ニ證書ヲ添ヘ日本銀行本支店又ハ代理店ニ差出シ名前書換ヲ請フヘシ○第十七條　記名證書ノ所有者死去シタルトキ其相續人ハ請求書ニ正當ノ相續人タルコトヲ證スル戶長ノ奧書ヲ受ケ前條名前書換ノ手續ヲ爲スヘシ○第十八條　記名證書ノ所有者ノ遺言ニ依リ相續人ニ非ス人ニ保證人ト爲シ前條名前書換ノ手續ヲ爲スヘシ但相續人ナキ場合ニ於テハ前所有者ノ親戚二名以上ヲ以テ保證人ト爲スヘシ○第十九條　記名證書ノ所有者身代限ノ處分ヲ受ケ證書ノ所有權他ヘ移轉シタルトキ其引受人ハ裁判所ノ證明書ヲ承ケ之ヲ證書ニ添ヘ前條名前書換ノ手續ヲ爲スヘシ○第二十條　整理公債證書若クハ其利札水火災等ニ由リ消滅シタルトキハ二名以上ノ保證人ヲ立テ日本銀行本支店又ハ代理店ヲ經由シテ大藏省ニ屆出ル代證書若クハ代利札ノ交付又ハ利子ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テ大藏省ハ其消滅ノ證跡明確ナリト認ムルトキハ直ニ代證書若クハ代利札ヲ交付シ又ハ利子ヲ支拂フヘシ○第二十一條　整理公債證書又ハ利札ヲ紛失シタルモノハ日本銀行ニ屆出ヘシ其發見ノ時亦同シ　前項ノ屆出アルトキハ銀行ハ直ニ其次第ヲ廣告スヘシ但廣告料ハ屆出人ヨリ納メシムルモノトス○第二十二條　公債證書又ハ利札紛失ノ屆出アルトキハ日本銀行本支店又ハ代理店ハ之カ支拂ヲ見合スヘシ○第二十三條　紛失屆出ノ證書又ハ利札ヲ日本銀行本支店又ハ代理店ニ持參スルモノアルトキハ銀行ハ之ヲ預リ置キ其旨ヲ屆出人ニ報知シ持參人ト屆出人ト相當ノ手續ヲ經テ所有權ヲ證明スルヲ待テ其取扱ヲ爲スヘシ○第二十四條　記名證書紛失屆出後一回ノ利拂了リダル上ハ二名以上ノ保證人ヲ立テヨ本銀行本支店又ハ代理店ヲ經由シテ大藏省ニ申出代證書ノ交付ヲ請求スルコトヲ得○第二十五條　紛失無記名證書其屆出ヨリ滿六箇年ヲ過キ紛失利札其支拂期限ヨリ滿四箇年ヲ過キ猶ホ發見セサルトキハ屆出人ニ代證書ヲ交付シ又ハ利子ヲ支拂フヘシ但本文期限ヲ過キテ紛失證書又ハ利札ヲ持參スルモノアルモ屆出人ニ對シテハ起訴ノ權アルモノトス○第二十六條　紛失證書ノ當籤ハ無効ノモノトス○第二十七條　整理公債證書ヲ汚染又ハ毀損シタルトキハ日本銀行本支店又ハ代理店ヲ經由シテ其證書ヲ大藏省ニ差出シ代證書ノ交付ヲ請求スルコトヲ得大藏省ニ於テ其眞正ヲ鑒別シ得ヘキモノニハ代證書ヲ交付シ鑒別シ難キモノニハ其取扱總テ紛失證書ノ例ニ準セシム○第二十八條　第十五條ノ證書交換ヲ受クルトキ第十六條第十七條第十八條第十九條ノ名前書換ノトキ第二十條第二十四條第二十五條第二十七條ノ代證書ヲ受クルトキ及ヒ記名證書ノ取扱ヲ爲ストキハ日本銀行本支店又ハ代理店ハ相當ノ手數料ヲ本人ヨリ納メシムルコトヲ得○第二十九條　第二十條第二十四條ノ保證人ハ日本銀行本支店又ハ代理店ニ於テ滿足スルモノニ限ルヘシ○第三十條　從前發行ノ六分以上利附ノ公債證書ヲ所有スルモノハ元金償還ノ時本人ノ請求ニ由リ大藏省ノ都合ヲ以テ整理公債證書ヲ交付スルヿアルヘシ○第三十一條　整理公債證書ノ製造費發行費及ヒ募集初年ノ利子ハ募集金ヲ以テ支出スルコトヲ得○第三十二條　整理公債ノ募集償還利子ノ拂渡證書ノ書換等ニ關スル取扱手續ハ大藏大臣之ヲ定メ日本銀行ヲシテ其事務ヲ取扱ハシムル

（本年十月十六日官報號外）

○避病院入院患者數　東京府所管各避病院虎列刺患者

明治十年度
同十一年度
同十二年度　一
同十三年度
同十四年度
同十五年度
同十六年度
同十七年度
同十八年度
同十九年度
表中十九年度一週間ニ於テ入院ノ患者ハ其數ノ多キ
るものとす
更に該病院ノ患者二年ノ四種ノ合計八十
金十圓餘
業等に影響
巨額に達
額と區別

年次

明治十年
同十一年
同十二年
同十三年
同十四年
同十五年
十八年十

一週表（自十月五日至十月十一日）
途中死亡せ
リ搬越
臨時病院
本所避病院
駒込避病院
大保護病院
合計二

○累年虎列刺
同一十八年
し發生せ
九日二十
を極めた
月下旬に
倘全く消
上の地方
縣は皆六
れば比例
同一十九年
一月初旬
の患者二
し九月十
餘人の多
は大坂、
京都、新潟
、山形、秋
和歌山、
にして其
上に之て
人以上及
るは八
終熄ど告
左表ゑ掲

製藥業の
れて其進歩
れる所あ
製して之に
するとあ
き賣人（藥商
藥品と賣
塾生）が之を
）ゑ服用せ
良否に意と
ゑ死を得ず
粗製に流